

議事の運営について

本合同会議の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は、委員長の判断で非公開とすることができることとする。
2. 会議の配付資料及び議事録は、原則として公開とする。
また、議事要旨は、速やかにウェブサイトを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、委員長の判断で配付資料、議事録又は議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができることとする。